

高齢者等終身サポート事業者ガイドラインチェックリスト 一般社団法人献身会 対応表

| 項目 | | 内容 (◎：法令に根拠があるもの) | 該当頁※ | チェック | 対応内容 | |
|--------|----|---|---|-------|--|--|
| 契約の締結 | 1 | ○身元保証の内容と費用の取扱いが明らかになっている。 | 12,13 | ☑ | 契約約款にプラン毎の費用を掲載しており、契約時に重要事項説明書を用いて説明しております。 | |
| | 2 | ○入退院時に行う対応が具体的に明らかになっている。 | 13 | ☑ | 契約約款の「一般社団法人献身会 支援内容」内に、それぞれの対応内容を記載しております。 | |
| | 3 | ○緊急時の連絡先や連絡方法が明らかになっている。 | 14 | ☑ | 契約約款の最終ページに当会名・住所・連絡先を記載しております。また、ご契約いただいた方には、連絡先等が記載された名刺サイズの「会員証」を発行し、お持ちいただくようにお願いしています。 | |
| | 4 | 死後事務 | ○死後事務で行う内容と費用の取扱いが明らかになっている。 | 14-17 | ☑ | 契約書内の「委任事務の範囲」にて記載しており、重要事項説明書を用いて説明しております。 |
| | 5 | 日常生活支援 | ○提供されるサービス内容と費用の取扱いが明らかになっている。 | 17,18 | ☑ | 契約約款の「一般社団法人献身会 支援内容」内に、それぞれの対応内容を記載しております。 |
| | 6 | 解約料 | ◎解約料について適正な金額が設定されている。(消費者契約法第9条第1項第1号) | 10,11 | ☑ | 契約約款の「契約の解除」内に、契約解除する際の返金条項を記載しております。 |
| | 7 | 死因贈与等 | ○契約時に死因贈与や寄附(贈与)を条件等とした契約を締結していない。(民法第90条参照) | 18,19 | ☑ | 死因贈与や寄附(贈与)を条件とした契約は一切しておらず、死因贈与と契約を締結することはありません。 |
| | 8 | | ○死因贈与と契約を締結する場合、その契約を撤回できることを明らかにしている。 | 19 | ☑ | |
| | 9 | 判断能力の低下時 | ○利用者の判断能力低下時の取扱いを定めている。 | 31-34 | ☑ | 当会では後見人等選任のご支援をさせていただき、必要に応じて後見人等と再契約を行い、ご本人をサポートさせていただきます。 |
| | 10 | 預託金 | ○預託金の額やその根拠について明らかになっている。 | 14 | ☑ | 契約書内に記載している他、預託金の金額はご本人のご要望に応じて変更することができます。 |
| | 11 | | ○預託金の管理方法等の取扱いについて明らかになっている。 | 29,30 | ☑ | |
| | 12 | 勧誘方法 | ◎不当な方法による勧誘を行っていない。(消費者契約法第4条) (不当な勧誘の例) 「契約を締結するまで、事務所から帰さない」 「『契約しないと生活が維持できなくなる』と不安を煽る」など | 12 | ☑ | 当会では左記のような勧誘は行っておりません。ご本人の意思や生活状況に応じた対応をさせていただいております。 |
| | 13 | 契約時の説明等 | ○利用者の年齢、心身の状態、知識等に応じた適切な説明を行っている。 | 9-12 | ☑ | 当会ではご理解・ご納得いただけるまで丁寧な説明を心掛け、原則説明時には契約をいたしません。まずは当会の説明を行い、「事前説明確認書」にてご説明した内容をご確認いただけます。その後、契約のご意思が確認できた段階で別日に契約を行います。また、説明時・契約時には原則として第三者の立会いを推奨しております。 |
| | 14 | | ○契約に関する重要事項を説明し、その内容を利用者に書面(重要事項説明書)で交付している。 | 9-11 | ☑ | 当会では契約時に重要事項説明書を用いて、複写式で1部はご本人へ交付、1部は当会が保管しております。 |
| | 15 | | ○重要事項説明書には、少なくとも以下の項目が含まれている。 | 9-11 | ☑ | |
| | 16 | | ・契約者に提供するサービスの内容や費用、費用の支払方法 | 9,10 | ☑ | |
| | 17 | | ・契約するサービスの解除方法・事由や契約変更・解約時の返金の取扱い | 10,11 | ☑ | 重要事項説明書内に、左記の内容も記載されております。 |
| | 18 | | ○契約書を作成し、利用者に交付している。 | 11 | ☑ | 当会では「契約約款」をご本人にお渡ししております。また、死後事務委任契約書については2部作成し、ご本人に1部交付いたします。 |
| 履行の提供 | 19 | ○サービス提供の時期、内容、費用等について、適時に記録の作成、保存をしている。 | 22 | ☑ | サービス提供時には内容に応じて対応を行い、都度記録の作成を行います。また、提供した内容については、後日ご請求書とあわせてお渡ししております。 | |
| | 20 | ○定期的な面談等により利用者の希望の把握や状況の把握を行っている。 | 7 | ☑ | 2ヶ月に1回の生活状況の確認(定期訪問)を行なっている他、必要に応じて電話連絡や訪問等を行い、状況把握を行い記録しております。 | |
| | 21 | ○利用者の通帳・現金等を適切に管理し、支出内容等を利用者に適切に報告している。 | 30 | ☑ | ご希望される方のみ、預り証を発行してお預かりいたします。お預かりした場合は金庫等で適切に管理・保管のみ行っており、直接入出金に関わるような対応はいたしません。 | |
| | 22 | ○利用者からの預託金について、事業者自身の運転資金等とは明確に区分して管理している。 | 29,30 | ☑ | 当会では預託金の管理は信託口座にてお預かりしており、第三者が厳格な規制のもとで管理しております。 | |
| | 23 | ◎利用者が求めた際に、サービスの実施状況について報告している。(民法第645条) | 22 | ☑ | 提供した内容については、後日ご請求書とあわせてお渡ししておりますが、求められた場合は都度ご報告させていただいております。 | |
| | 24 | ◎委任契約の終了後、利用者本人又は相続人に対し、その経過及び結果について報告している。(民法第645条) | 28 | ☑ | 「身元保証」に関しては随時報告させていただいており、「死後事務」に関しては、別途「死後事務対応報告書」を作成し、遺言執行者や相続人等に報告しております。 | |
| | 25 | ◎利用者の求めた際に、解約に必要な手順を伝えている。(消費者契約法第3条第1項第4号) | 30 | ☑ | 重要事項説明書にて、「本契約が必要でないと判断した場合、献身会所定の書面を用いた申出によりいつでも解除することができます。」と記載しており、利用者の意思を尊重する説明を心掛けています。 | |
| | 26 | ○解約を申し入れた際に、解約を過度に制限する不当な説明をしていない。 (不当な説明の例) 「解約を考え直していただければ困る」 「『解約すると生活が維持できなくなる』と不安を煽る」など | 30 | ☑ | ※「献身会所定の書面」…契約解除合意書のことで、双方合意があつての解除を証明するためのものになります。 | |
| | 27 | ◎解約料の算定根拠の概要や、違約金等を設定した合理的理由を説明することができる。(消費者契約法第9条第2項) | 31 | ☑ | 重要事項説明書にて、契約成立月を起算点とした期間に応じた入会金の返金内容を記載しております。 | |
| 事業者の体制 | 28 | ○事業者に関する情報や提供しているサービス情報について、HPで公表されているなど、利用者が分かるようになっている。 | 35 | ☑ | 当会のHPにて記載しております。 | |
| | 29 | ○個人情報保護に関する取扱方針が定められている。 | 36 | ☑ | URL: https://www.syadankenshinkai.org/ | |
| | 30 | ○利用者からの相談窓口が設置されており、連絡先が分かる。 | 37 | ☑ | | |

※ 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインにおいて、当該項目に関する記載があるページ